

制定 平成28年12月1日
改正 平成30年 7月1日

NTT東京陸上競技部後援会規約

(名称)

第1条 この会は「NTT東京陸上競技部後援会」と称する。

(目的)

第2条 この会は、NTT東京陸上競技部の活動を支援し、併せてその活躍を期待し、かつ応援することで、NTTグループ社員の士気高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 陸上競技部員が参加する試合、合宿等の応援を行うこと。
2. 会員への陸上競技部の紹介並びに試合結果等を周知すること。
3. 陸上競技部の活動に必要な経費その他の資金的な援助を行うこと。
4. その他この会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(事務局)

第4条 この会の事務局はNTTビジネスアソシエ東日本 企画総務部 総務担当に置く。

(普通会員)

第5条 この会は、この会の趣旨に賛同するNTTグループの社員等を「個人会員」とする。

(特別会員)

第6条 この会は、NTT東京陸上競技部後援会の趣旨に賛同する法人、団体で入会を希望するときは「団体会員」とすることができる。

(役員)

第7条 1. この会に次の役員を置く。

名誉会長	若干名
会長	1名
副会長	1名
監事	1名

2. 会長は、この会を代表すると共に会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
4. 監事は、この会を運営し会計を監査する。

(会費の徴収)

第8条 この会の普通会員の会費は次に定める額とする。

年額 1,000円(年1回徴収/7月)

2. この会の団体会員の会費は、上記普通会員をもとに徴収することとし特に定めない。
3. 退会に伴う会費の返戻は行わない。

(事務局)

- 第9条
1. この会の事務を行うため事務局を置く。
 2. 事務局に事務局長1名及び事務局員若干名を置く。
 3. 事務局長は監事が指名し、この会の運営に必要な一切の事務を統括する。
 4. 事務局は監事が指名し、事務局長を補佐して会の事務を行う。

(決算)

第10条 決算は監事がこれを監査し、監事はその結果を会長に報告しなければならない。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

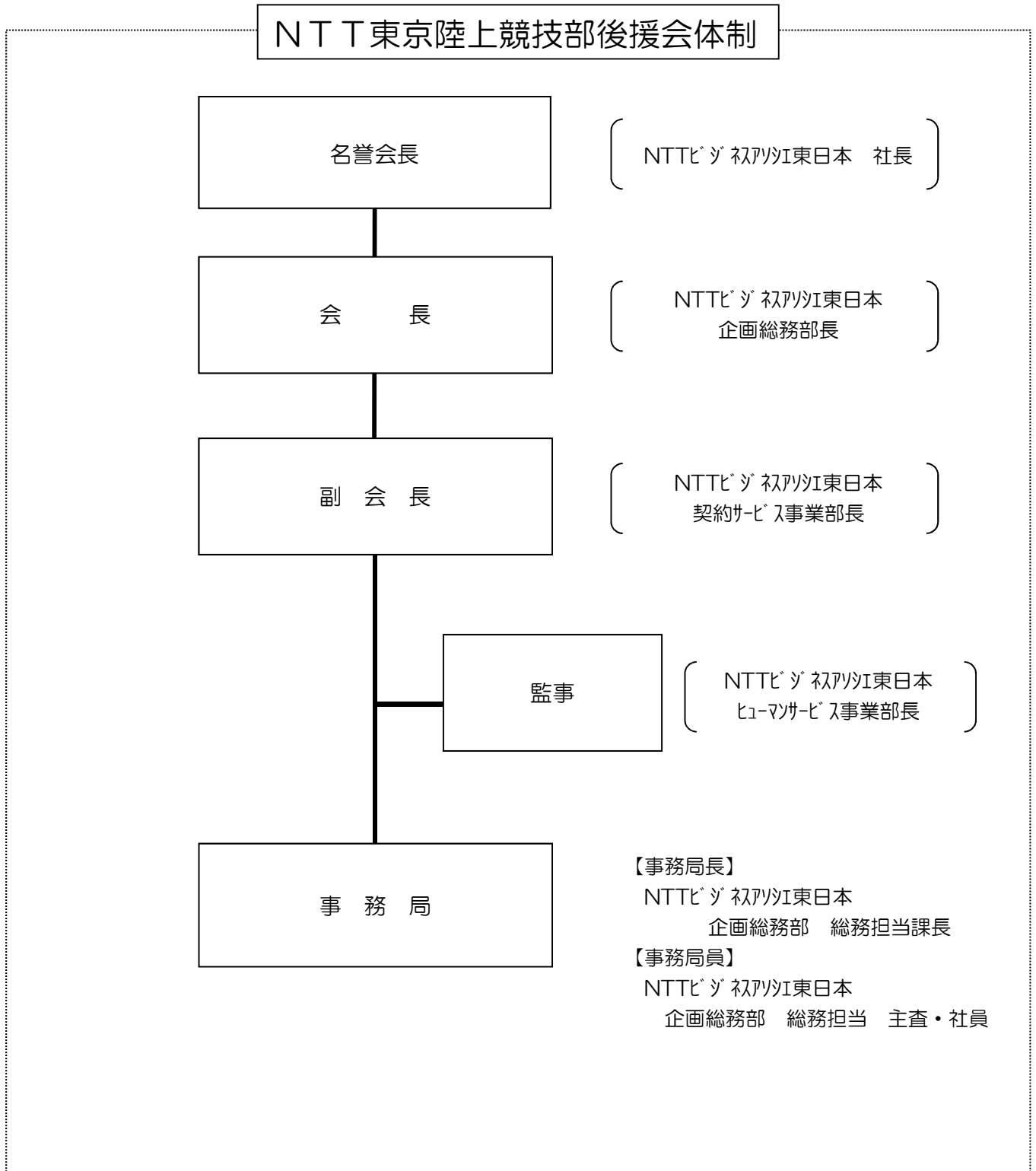
(付則)

この規約は平成28年12月1日から施行する。

(付則) 改正

この通達は平成29年 7月1日より実施する。

NTT東京陸上競技部後援会組織図



NTT東京陸上競技部後援会役員等名簿

平成30年7月1日現在

NO	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	会長	金子 陽之	NTTビジネスアソシエ東日本 取締役 企画総務部長	
2	副会長	並木 希一郎	NTTビジネスアソシエ東日本 契約サービス事業部長	
3	監事	上山 春洋	NTTビジネスアソシエ東日本 取締役 ヒューマンサービス事業部長	
4	名誉会長	星野 睦	NTTビジネスアソシエ東日本 代表取締役 社長	
	名誉顧問	芦葉 達哉	元 NTTビジネスアソシエ東日本 取締役	
事務局	事務局長	菊池 敏	NTTビジネスアソシエ東日本 企画総務部 総務担当部長	
	事務局員	井手 達也	NTTビジネスアソシエ東日本 企画総務部 総務担当 主査	
		堀 俊介	NTTビジネスアソシエ東日本 企画総務部 総務担当 主査	
		渋谷 朋子	NTTビジネスアソシエ東日本 企画総務部 総務担当 社員	